

# 独立行政法人に係る寄附金の状況及び増加に向けた取組等について

法人名：国立公文書館  
所管府省：内閣府

## (1) 寄附金収入及び収入全体の実績及び見通し

単位：千円

年 度	H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年1～3月 (実績)	H20年4～6月 (実績)	H20年度(通年) (見込)
寄附金額	—	—	—	—	—
収入総額	4,506	6,263			3,794
年 度	H21年度 (見込)	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
寄附金額	—	—	—	—	—
収入総額	4,621	4,621	4,621	4,621	4,621

## (2) 寄附金の募集・受入れ状況 [平成19年度] (平成18年度以前に加えて新たな取組を行った場合はその旨記載)

①寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
②寄附金募集の具体的な態様	
③(潜在的)寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## (3) 整理合理化計画等を踏まえた寄附金募集の拡大に向けた今後の取組(③～⑤については、(2)に加えて新規の取組を行う場合にのみ記載)

①取組の実施時期(期間)	
②目標額(千円)	
③新たな取組や既存の取組の拡充などの具体的な内容	
④寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
⑤(潜在的)寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## (4) 平成20年度から拡充された寄附金に係る損金算入枠(※)では、寄附者において不足が見込まれる場合における、その具体的な状況及びその理由

①具体的な状況	
②理由	

(※) 現在独立行政法人が属している「特定公益増進法人」に対する損金算入枠は、平成20年度改正により、「資本金等の額の0.25%+所得の5.0%」となっている。

## (5) 現行措置以上の税制上の優遇があった場合【寄附金の全額損金算入が認められた場合】の寄附金増加額見込み

寄附金増加額見込み(※)	千円(○年度)
見積りの根拠	

(※) 上記3の取組を前提に、上述の更なる税制の優遇が加わった場合の当該税制優遇に起因する寄附金募集の増加額のことをいう。

# 独立行政法人に係る寄附金の状況及び増加に向けた取組等について

法 人 名：独立行政法人国民生活センター  
所管府省：内閣府

## (1) 寄附金収入及び収入全体の実績及び見通し

単位：千円

年 度	H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年1～3月 (実績)	H20年4～6月 (実績)	H20年度(通年) (見込)
<b>寄附金額</b>	—	—	—	—	—
<b>収入総額</b>	3,286,544	3,083,732	701,468	815,552	3,449,009
年 度	H21年度 (見込)	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
<b>寄附金額</b>	—	—	—	—	—
<b>収入総額</b>	7,646,203	7,646,203	7,646,203	7,646,203	7,646,203

(2) 寄附金の募集・受入れ状況【平成19年度】（平成18年度以前に加えて新たな取組を行った場合はその旨記載）

<b>①寄附金の使途が特定できる事業</b>	<b>有</b> ・ <b>無</b>
	【具体的な態様】
<b>②寄附金募集の具体的な態様</b>	
<b>③（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様</b>	<b>有</b> ・ <b>無</b>
	【具体的な態様】

(3) 整理合理化計画等を踏まえた寄附金募集の拡大に向けた今後の取組（③～⑤については、（2）に加えて新規の取組を行う場合にのみ記載）

<b>①取組の実施時期（期間）</b>	
<b>②目標額（千円）</b>	
<b>③新たな取組や既存の取組の拡充などの具体的な内容</b>	
<b>④寄附金の使途が特定できる事業</b>	<b>有</b> ・ <b>無</b>
	【具体的な態様】
<b>⑤（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様</b>	<b>有</b> ・ <b>無</b>
	【具体的な態様】

(4) 平成20年度から拡充された寄附金に係る損金算入枠（※）では、寄附者において不足が見込まれる場合における、その具体的な状況及びその理由

<b>①具体的な状況</b>	
<b>②理由</b>	

（※）現在独立行政法人が属している「特定公益増進法人」に対する損金算入枠は、平成20年度改正により、「資本金等の額の0.25%+所得の5.0%」となっている。

(5) 現行措置以上の税制上の優遇があった場合【寄附金の全額損金算入が認められた場合】の寄附金増加額見込み

<b>寄附金増加額見込み（※）</b>	<b>千円（〇年度）</b>
<b>見積りの根拠</b>	

（※）上記3の取組を前提に、上述の更なる税制の優遇が加わった場合の当該税制優遇に起因する寄附金募集の増加額のことをいう。

# 独立行政法人に係る寄附金の状況及び増加に向けた取組等について

法人名：独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構  
所管府省：内閣府

## （1）寄附金収入及び収入全体の実績及び見通し

単位：千円

年 度	H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年1～3月 (実績)	H20年4～6月 (実績)	H20年度(通年) (見込)
寄附金額	無し	無し	無し	無し	未定
収入総額					
年 度	H21年度 (見込)	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
寄附金額	未定	未定	未定		
収入総額					

当機構は、大学院大学が設置されたときには、解散することが法律に定められている（開学時期については、平成24年度までを目途に実現を期する旨が、関係閣僚間で申合わされている）。

## （2）寄附金の募集・受入れ状況【平成19年度】（平成18年度以前に加えて新たな取組を行った場合はその旨記載）

①寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
②寄附金募集の具体的な態様	
③（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## （3）整理合理化計画等を踏まえた寄附金募集の拡大に向けた今後の取組（③～⑤については、（2）に加えて新規の取組を行う場合にのみ記載）

①取組の実施時期（期間）	未定
②目標額（千円）	未定
③新たな取組や既存の取組の拡充などの具体的な内容	
④寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
⑤（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## （4）平成20年度から拡充された寄附金に係る損金算入枠（※）では、寄附者において不足が見込まれる場合における、その具体的な状況及びその理由

①具体的な状況	
②理由	

（※）現在独立行政法人が属している「特定公益増進法人」に対する損金算入枠は、平成20年度改正により、「資本金等の額の0.25%+所得の5.0%」となっている。

## （5）現行措置以上の税制上の優遇があった場合【寄附金の全額損金算入が認められた場合】の寄附金増加額見込み

寄附金増加額見込み（※）	千円（〇年度）
見積りの根拠	

（※）上記3の取組を前提に、上述の更なる税制の優遇が加わった場合の当該税制優遇に起因する寄附金募集の増加額のことをいう。

# 独立行政法人に係る寄附金の状況及び増加に向けた取組等について

法人名：北方領土問題対策協会  
所管府省：内閣府

## （1）寄附金収入及び収入全体の実績及び見通し

単位：千円

年 度	H18年度 (実績)	H19年度 (実績)	H20年1～3月 (実績)	H20年4～6月 (実績)	H20年度(通年) (見込)
寄附金額	0	0	0	0	0
収入総額	958,345	969,637			923,711
年 度	H21年度 (見込)	H22年度 (見込)	H23年度 (見込)	H24年度 (見込)	H25年度 (見込)
寄附金額	—	—	—	—	—
収入総額	903,244	895,465	902,160	881,568	881,568

## （2）寄附金の募集・受入れ状況〔平成19年度〕（平成18年度以前に加えて新たな取組を行った場合はその旨記載）

①寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
②寄附金募集の具体的な態様	
③（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## （3）整理合理化計画等を踏まえた寄附金募集の拡大に向けた今後の取組（③～⑤については、（2）に加えて新規の取組を行う場合にのみ記載）

①取組の実施時期（期間）	
②目標額（千円）	
③新たな取組や既存の取組の拡充などの具体的な内容	
④寄附金の使途が特定できる事業	有・無 【具体的な態様】
⑤（潜在的）寄附者に対する広報・働きかけ等の取組の有無及び具体的な態様	有・無 【具体的な態様】

## （4）平成20年度から拡充された寄附金に係る損金算入枠（※）では、寄附者において不足が見込まれる場合における、その具体的な状況及びその理由

①具体的な状況	
②理由	

（※）現在独立行政法人が属している「特定公益増進法人」に対する損金算入枠は、平成20年度改正により、「資本金等の額の0.25%+所得の5.0%」となっている。

## （5）現行措置以上の税制上の優遇があった場合【寄附金の全額損金算入が認められた場合】の寄附金増加額見込み

寄附金増加額見込み（※）	千円（〇年度）
見積りの根拠	

（※）上記3の取組を前提に、上述の更なる税制の優遇が加わった場合の当該税制優遇に起因する寄附金募集の増加額のことをいう。